

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成23年11月28日

【発行者名】 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 水嶋 浩雅

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 山口 節一

【電話番号】 03-5208-5211

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 マザーズ・コア上場投信

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初自己設定 15億円に相当する有価証券および金銭を
上限とします。
継続申込期間 50億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年11月11日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（4）【発行（売出）価格】

<訂正前>

当初自己設定 1口当たり当初自己設定日の前営業日（平成23年11月25日）における東証マザーズ
Core 指数の終値に相当する値を円表示した価額（円未満切上げ）とします。

（略）

<訂正後>

当初自己設定 1口当たり956円とします。

（略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

3【投資リスク】

<訂正前>

（1）当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

（略）

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市場動向や有価証券等の流通量などの状

況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。当ファンドにおいては、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄の株式に投資します。これらの銘柄は、国内株式市場全体の平均に比べて流動性が低いため、上記流動性リスクがより顕著となることがあります。

（略）

（２）その他の留意点

- 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に
したがって、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。
- 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- 当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行な
います。有価証券等及び先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- 当ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファン
ドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象株価指数や基
準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。また、当ファンドの信託金限度額は、他の上
場投資信託に比較して少額であるため、当ファンドの取引価格と対象株価指数や基準価額との乖離
は、相対的に大きなものになる可能性があります。
- 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（略）

<訂正後>

- （１）当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険特約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

（略）

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要が無く売却不可能、あるいは売り供給が無く購入不可能等となるリスクのことをいいます。市場規模が小さい或いは取引量が少ない状況では、有価証券の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できない、評価価格どおりに売却できない、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまう可能性があり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

（略）

（２）その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に
したがって、委託会社の判断で受益権の設定及び交換の受付を中止することがあります。
- 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- 当ファンドの基準価額の計算は、法令および社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行な

います。有価証券等及び先物取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

__ 当ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象株価指数や基準価額と一致した推移とならず、一般に乖離を生じます。また、当ファンドの信託金限度額は、他の上場投資信託に比較して少額であるため、当ファンドの取引価格と対象株価指数や基準価額との乖離は、相対的に大きなものになる可能性があります。

__ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

（略）